解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年九月二十二日明石市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十九日

兵庫県明石市大久保町大窪六一二番地の一
明石市土地区画整理協会内
明石市住吉3丁目土地区画整理組合
代表清算人　茨木清兵衛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年九月三十日解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月十九日

熊本県上益城郡益城町福富七四〇番地
医療法人永田内科医院
清算人　永田　美与

第五期決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

流動資産　八、四二九、六四六
固定資産　一二、一八九、六六七
資産の部合計　二〇、六一九、三一三

負債及び正味財産の部

流動負債　一〇、九三七、八二九
負債合計　一〇、九三七、八二九
基金　二、五〇〇、〇〇〇
一般正味財産　七、一八一、四八四
正味財産の部合計　九、六八一、四八四
負債及び正味財産の部合計　二〇、六一九、三一三

平成二十九年十月十九日

愛媛県西条市小松町新屋敷甲一八五二番地一
公益社団法人サンフィールド国際人材育成協会
代表理事　日野　勝仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市幸二丁目一五番、最後の住所北海道室蘭市本輪西町五丁目七番一一号
被相続人　亡　小田　泰弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

北海道室蘭市中島町一丁目一九番四号
相続財産管理人　小林　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北四条西二一丁目七番地、最後の住所札幌市手稲区前田一条九丁目五番二七号
被相続人　亡　佐藤　経

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

事務所札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル六階弁護士法人小寺・松田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松田　竜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市下増田字屋敷八六番地一、最後の住所宮城県名取市杉ケ袋字横手二六三番地の一〇
被相続人　亡　大友　甚助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

主たる事務所仙台市青葉区二日町三番一〇号
グラン・シャリオビル五F
相続財産管理人
司法書士法人j－ｆｉｒｍｓｅｎｄａｉ
代表者代表社員　中田　康文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市江名字北町九五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　白土　昌夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

福島県郡山市深沢二丁目四番二〇号
相続財産管理人　弁護士　鈴木　康元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本庄市鳥海町伏見字山添九三番地三、最後の住所東京都江戸川区上篠崎一丁目一四番三号やよい荘二〇五
被相続人　亡　池田　繁男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所
相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区東千葉二丁目八四四番地の一、最後の住所千葉市若葉区みつわ台四丁目三一番一七号　クローナ一〇二号並木方
被相続人　亡　清野　憲一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル四階　せんのはら法律事務所
相続財産管理人　弁護士　広山　相徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区西池袋二丁目一〇六九番地、最後の住所茨城県取手市新取手一丁目二一番一二―一〇一号
被相続人　亡　村上　末廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

事務所東京都千代田区内神田一―六―三
相続財産管理人　弁護士　南　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市井の頭五丁目四四九番地、最後の住所東京都中央区晴海一丁目六番四―二〇一号
被相続人　亡　長縄　雅夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

事務所東京都港区六本木一丁目七番二七号
全特六本木ビル五階東京六本木法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　早稲田祐美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都調布市多摩川七丁目二〇番地七、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　清水　雅之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月十九日

東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所
相続財産管理人　弁護士　城戸　貴明

第９期決算公告

平成29年10月19日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
株式会社エーエスエーＫＫ22
代表取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨
（平成29年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	206,602
	合計	206,602
負債及び純資産の部	流動負債	4,688
	固定負債	201,600
	株主資本	314
	資本金	10
	利益剰余金	304
	その他利益剰余金	304
	（うち当期純利益）	(88)
	合計	206,602